

高知県リバーボランティア支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 高知県リバーボランティア支援事業要綱の取扱いについては、別に定めるものを除き、この要領に定めるところによる。

(認定団体の届出)

第2条 要綱第3条の規定による届け出は、次に掲げる書類を、活動区域が存する市町村長（以下「市町村長」という。）に提出して行うものとする。

- (1) 団体届出書（別記様式第1号）
- (2) 構成員名簿（別記様式第2号）
- (3) 活動計画書（別記様式第3号）
- (4) 活動区域を示した図面（住宅地図の写しでも可）
- (5) 活動区域の現況写真（カラー写真使用のこと）

2 市町村長は、前項の届出の提出を受けたときは、内容を確認のうえ土木事務所長（以下「所長」という。）に送付するものとする。

3 所長は、要綱第3条の規定による認定をしたときは、その旨を市町村長に通知するものとする。また、認定団体代表者と高知県リバーボランティア支援事業に関する合意書（別記様式5号）を交わすものとする。

(認定内容の変更届)

第3条 河川美化活動保険への加入のため、認定団体の代表者はその構成員に変更があったときには、変更後の構成員名簿（別記様式第2号）を、速やかに市町村長を経由して所長に届け出るものとする。

2 前項以外の届け出内容の変更（代表者変更、団体名変更等）があったときも同様に、認定団体の代表者はその旨を市町村長を経由して所長に届け出なければならない。

(認定団体の解散)

第4条 要綱第10条の規定による届け出は解散届出書（別記様式第7号）によるものとする。

(活動計画書及び活動実績書の提出)

第5条 要綱第7条及び第8条の規定による活動計画書及び活動実績報告書の提出は、それぞれ活動計画書（別記様式第3号）及び活動実績報告書（別記様式第4号）にて行うものとする。

2 市町村長は、認定団体の活動計画書を取りまとめ、毎年4月10日までに所長に送付するものとする。

3 市町村長は、認定団体からその年度の活動実績報告書が提出されたときは、速やかに所長に送付するものとする。

(河川美化活動保険の対象となる事故)

第6条 認定団体の管理下における、あらかじめ活動計画書により届け出のあった河川美化活動中の事故に限り保険金の支払い対象とする。

(河川美化活動保険の内容)

第7条 河川美化活動保険の契約保険会社、種類及び内容等は以下のとおりとする。

(1) 契約保険会社

知事は、河川美化活動保険の契約保険会社が決定したときは、速やかに土木事務所を経由して市町村長に通知するものとする。

(2) 保険の種類

普通傷害保険（熱中症の補償を含む）

賠償責任保険

(3) 保険期間

毎年5月1日から翌年4月30日まで

(4) 保険金の額

補償内容	保険金の種類	保 険 金
ケガの補償	死亡・後遺障害 保険金	傷害のため事故の日から180日以内に死亡又は後遺障害が生じたとき10,000,000円限度
	入院保険金	傷害のため入院したとき 事故の日から180日以内の入院に対し、 入院日数1日につき5,000円限度
	通院保険金	傷害のため医師の治療を受けたとき 事故の日から180日以内において、90日を限度とし、 1日につき3,000円限度
賠償事故の 補償	賠償責任保険金	1被保険者1事故につき 対人賠償 100,000,000円限度 対物賠償 10,000,000円限度

なお、保険金の額は契約保険会社によって変動することがあるため、知事は、本条第1号の通知と併せて、その年の保険内容を土木事務所を経由して市町村長に通知するものとする。

(事故発生報告)

第8条 認定団体の代表者は、事前に活動計画書を提出した河川美化活動中に事故が発生したときは、直ちに市町村長、所長及び契約保険会社に連絡するとともに、事故の日から30日以内に事故発生報告書（別記様式第6号）を保険会社に送付しなければならない。

2 認定団体の代表者は、前項により事故発生報告書を保険会社に送付したときは、その写しを市町村長を経由して所長に送付しなければならない。

(保険金の請求及び支払)

第9条 認定団体の代表者は、被害を被った者から次の書類を提出させ、保険会社へ送付するものとする。

- (1) 保険金請求書
- (2) 診断書
- (3) その他保険会社が必要とする書類

2 保険金は、原則として保険会社が直接本人が指定する金融機関の口座へ払い込むものとする。

3 保険会社は、保険金を支払ったときはその旨を知事に通知するものとする。

(認定の取消し)

第10条 要綱第11条第1項第2号の規定による「長期間にわたって活動のない団体」の「長期間」とは原則として3年間とする。

(知事への報告)

第11条 所長は、要綱第12条による知事への報告のほか、第2条第3項による団体を認定したとき、第3条の届出の変更及び第8条第2項の事故発生報告書を受理したときは、速やかに知事に報告するものとする。

附則 この要領は平成19年4月1日より施行する。

附則 この要領は平成20年5月1日より施行する。

附則 この要領は令和4年4月1日より施行する。